

指定管理者制度の今後の方向性の検討について

I. 利用料金制度

(1) これまでの委員会における議論のまとめ

利用料金制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を発揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものである。

指定管理者にとっては、様々なサービス内容の工夫によって施設利用者数を増加させることで総コストに対する利用料金総額の比率が極度に低率でない場合、利用料金収入増に繋がりインセンティブとなる。

また、市にとっては、サービス向上により利用者が増加することで、当該公の施設の目的を達成するとともに、公共サービスの価値を高めることが期待できる。このため、施設の利用に係る料金を徴収している（する）施設においては、管理者のノウハウの活用でサービス内容の向上が可能か、利用料金制度の趣旨を踏まえ、同制度の積極的な活用を図る。

(2) 制度の検討状況

宇治市の指定管理者との協定期間については、以下のとおり。

公益財団法人が管理している施設 (文化センター・公園公社・野外活動センター)	・平成29年度～平成33年度
公募施設 (JR宇治駅・近鉄大久保駅駐車場)	・平成30年度～平成34年度
上記以外の施設	・平成27年度～平成31年度

・コミュニティセンター4施設	・産業会館
・市営茶室	・観光センター
・天ヶ瀬墓地公園	・斎場
・総合福祉会館	・地域福祉センター4施設
・デイホーム2施設	・自転車等駐車場17施設

導入にあたって、利用料金制度の導入の適否について、指定管理者指定期間(協定締結期間)中であることから、同意を得た指定管理者の施設を利用料金導入モデル事例として個々の施設ごとに、所管課において指定管理者との調整を図ってきた。

指定管理者からは、次に記載する事項をはじめとして議論に時間を要するとの意見が多くある状況である。

施設の設置目的・コンセプト

- ・施設の今後の在り方を深める議論が必要

指定管理料・リスク分担

- ・枠組み・考え方を詳細に協議する時間がもう少し必要

(状況を踏まえた対応)

前回の公共施設運営検討委員会における「利用料金制度導入にあたっての今後の方向性」を改めて整理し、公募・非公募について次回の協定締結にあたっては、利用料金制度及び公募の導入を原則として調整する。

(導入を検討するための施設の判断基準)

制度の導入にあたっての判断基準を打ち出している他の自治体では次のように設定されている。前回の資料においては、より基準が詳細に示されている西東京市を参考に議論している。

(西東京市)

- ① 現に公の施設の使用の対価として法第225条の使用料を徴収している施設であること。
- ② 管理者のノウハウの活用でサービス内容の向上が可能であり、これにより利用者数の増加が見込める施設であること。
- ③ 総コストに対する利用料金総額の比率が極度に低率でなく、指定管理者のインセンティブとなりうる施設であること。
- ④ 使用料収入が総コストを上回る施設で、利用料金制を採用することにより本来得られる収益を損なうおそれのある施設でないこと。
- ⑤ 公益上の必要性から、行政に使用料設定・減免権限を留保したい施設でないこと。

(名古屋市)

当該施設の経営状況、利用料金収入の見込みと指定管理料の節減効果などのほか、当該施設の設置目的・特性等を総合的に勘案した上で判断する。

(熊本市)

指定管理者は管理運営に必要な経費を、次の方法により調達することになる。

ア 全て利用料金で賄う

イ 一部を利用料金で、残りを市からの指定管理料で賄う

ウ 全て市からの指定管理料で賄う

本市ではこれまで、利用料金制度は、利用料金で収支採算がとれるような施設、アの場合に限って導入することとしてきたが、イの方法によって管理運営を行う場合も、制度を導入することで指定管理者の自主的な運営を行いやすくし、経営努力のインセンティブを高め、施設のより効果的な活用が図られる施設も想定され、また、他都市の事例も多くなっている。よって、制度の趣旨を鑑み、当該施設の性格や、その有効な活用及び適正な運営、並びに管理に係る会計事務の効率化の観点から総合的に判断し、適当と認められたものについては、一部利用料金で賄う施設についても利用料金制度を導入するものとする。

II. 公募非公募

(1) これまでの委員会における議論のまとめ

宇治公共施設運営検討事業報告書における「指定管理者施設検討すべき課題及び今後の方向性」においても示しているように、過去に公募非公募の検討をしており、原則、公募の考え方は示されている。

(2) 指定管理者選定の状況

指定管理者施設42の施設のうち、JR宇治駅前自動車駐車場及び近鉄大久保駅前自動車駐車場を公募として選定している。その他施設においては、非公募として選定しており、指定候補者の公募・非公募等に当たっての考え方を整理する。

① 公募の原則

指定管理者については、宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条において公募を行うことを原則としている。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に法第244条第1項に規定する公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募しなければならない。ただし、当該施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他合理的な理由があるときは、この限りでない。

また、指定管理者制度導入のための指針において、選定と公募の基準を定めている。



(資料6 III指定管理者の選定等の基準 1 選定と公募の基準参照)

総務省自治行政局長通知(平成22年)「指定管理者制度の運用について」

指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

② 公募の例外

宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条にも定める公募を行わずに指定候補者の選定を行うことができる場合は次の場合が考えられる。

- ア. 指定管理者としていた事業者が指定管理業務できなくなる事情が生じた場合により管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- イ. その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

上記イに該当する場合としては、指定管理者制度導入のための指針(資料6 III指定管理者の選定等の基準 1 選定と公募の基準参照)にも示しているとおおり、次のような場合が考えられる。

- ・ P F I 活用により一定期間管理運営をするものを指定する場合
- ・ 地域人材の活用など合理的な理由がある場合
- ・ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合

(3) 公募選定の視点

指定管理者制度導入のための指針においては、選定及び公募については、グループに類型化の上、施設毎に実施する管理運営の再点検の結果を踏まえて行うこととするとしている。

→ 再点検の視点

直接管理運営をしている施設について、指定管理者導入に向けた基本的な考え方とリンク？

Ⅲ. 直営から指定管理者制度導入に向けた管理運営形態の検討

(1) これまでの委員会における議論のまとめ

他自治体において指定管理者制度を導入されている施設について、宇治市において導入するためには、どのような課題があるのか整理した上で検討する必要がある。

(2) 示されている方向性

- ・ 指定管理者制度導入のための指針
(資料6 IV施設類型別による選定方向 4直営施設および新規開設施設)
- ・ 公の施設の管理運営形態について (資料7)

Ⅳ. 指定期間

(1) これまでの委員会における議論のまとめ

指定期間は、新規指定の場合は4年間、継続指定の場合は5年間とする。ただし、施設の大規模修繕を含めた指定の場合などの特別な事情がある場合には、5年を超えて指定期間を設定できるものとする。

また、PFI事業者を指定管理者に指定する場合は、当該施設におけるPFI事業の期間を指定期間とする。